年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人北海道大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等

国立大学法人北海道大学政府調達規程（https://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/index.html「各種公表事項」参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人北海道大学　財務部調達課

電話011―706―4544

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人北海道教育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等　国立大学法人北海道教育大学政府調達事務取扱規則（https://education.joureikun.jp/hokkyodai/act/frame/frame110000366.htm　参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

国立大学法人北海道教育大学　財務部財務課

ＴＥＬ011―778―0222

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人室蘭工業大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等　国立大学法人室蘭工業大学政府調達事務取扱規程（http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/bid_info.html　参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

国立大学法人室蘭工業大学　経理課調達係

電話0143―46―5054

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人小樽商科大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等　国立大学法人小樽商科大学政府調達事務取扱規則（http://www.otaru-uc.ac.jp/info/kitei/kiteisyu.html　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人小樽商科大学　会計課契約係

ＴＥＬ0134―27―5220

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人帯広畜産大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等

国立大学法人帯広畜産大学会計規則（http://www.obihiro.ac.jp/~joureisv/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000138.htm参照）

国立大学法人帯広畜産大学政府調達に関する事務取扱規程（http://www.obihiro.ac.jp/~joureisv/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000152.htm参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人帯広畜産大学経理課

電話0155―49―5249

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人旭川医科大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　旭川医科大学政府調達細則（http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+regulations　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人旭川医科大学　総務部会計課会計総務係

ＴＥＬ0166―68―2145

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人北見工業大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　改正された規則の名称等

国立大学法人北見工業大学政府調達事務取扱要項（http://www.kitami-it.ac.jp/goods/　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人北見工業大学　財務課

電話0157―26―9123

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日　　国立大学法人岩手大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　03

１　改正された規則の名称　岩手大学の政府調達手続きに関する事務取扱規則（https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/0710040.pdf　参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人岩手大学　財務部財務課

ＴＥＬ019―621―6024

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日　　国立大学法人東北大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

１　改正された規則の名称等

国立大学法人東北大学政府調達契約事務取扱細則（http://www.bureau.tohoku.ac.jp/keiyaku/kouhyou/index.html参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人東北大学財務部調達課調達第一係　ＴＥＬ022―217―4869

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立大学法人宮城教育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

１　改正された規則の名称等

宮城教育大学政府調達事務要項（http://www.miyakyo-u.ac.jp/su/regulation/kiteis/7-19_seifu-chotatsu-yoko.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人宮城教育大学　財務課調達係

電話022―214―3319